

敦賀港利用拡大支援事業(荷主)

交付について注意事項・準備物

①助成金交付条件を確認してください

I : 4月1日～3月31日までに50TEU以上の利用があるか

II : 中国との輸出入があるか

III : 県内立地企業か

IV : 県内への納入または県内からの輸出貨物か

(YES or NO) 確認ください

I が YES の場合 : 申請ご検討ください

II が YES の場合 : 中国との輸出入貨物すべての場合はすべての貨物が+5,000円の加算となります

中国との輸出入貨物とその他の地域からの貨物が混在する場合は中国との輸出入貨物のみ+5,000円加算の対象となります

(実績報告の際 貨物量を別々に確認が必要となりますのでご準備をお願いします)

例・中国との輸出入貨物〇〇TEU その他の貨物〇〇TEU)

III が YES の場合 : 県内立地企業の場合はすべての貨物が+5,000円となります。
(上記中国との輸出入貨物+5,000円に加えて)

IV が YES の場合 : 県内への納入および県内からの搬出貨物のみ+5,000円の対象となります

II が YES の場合どちらも対象となる貨物のみ+5000円となりますので実績報告の際各対象となる貨物がわかるようご準備お願い致します。下記4パターン

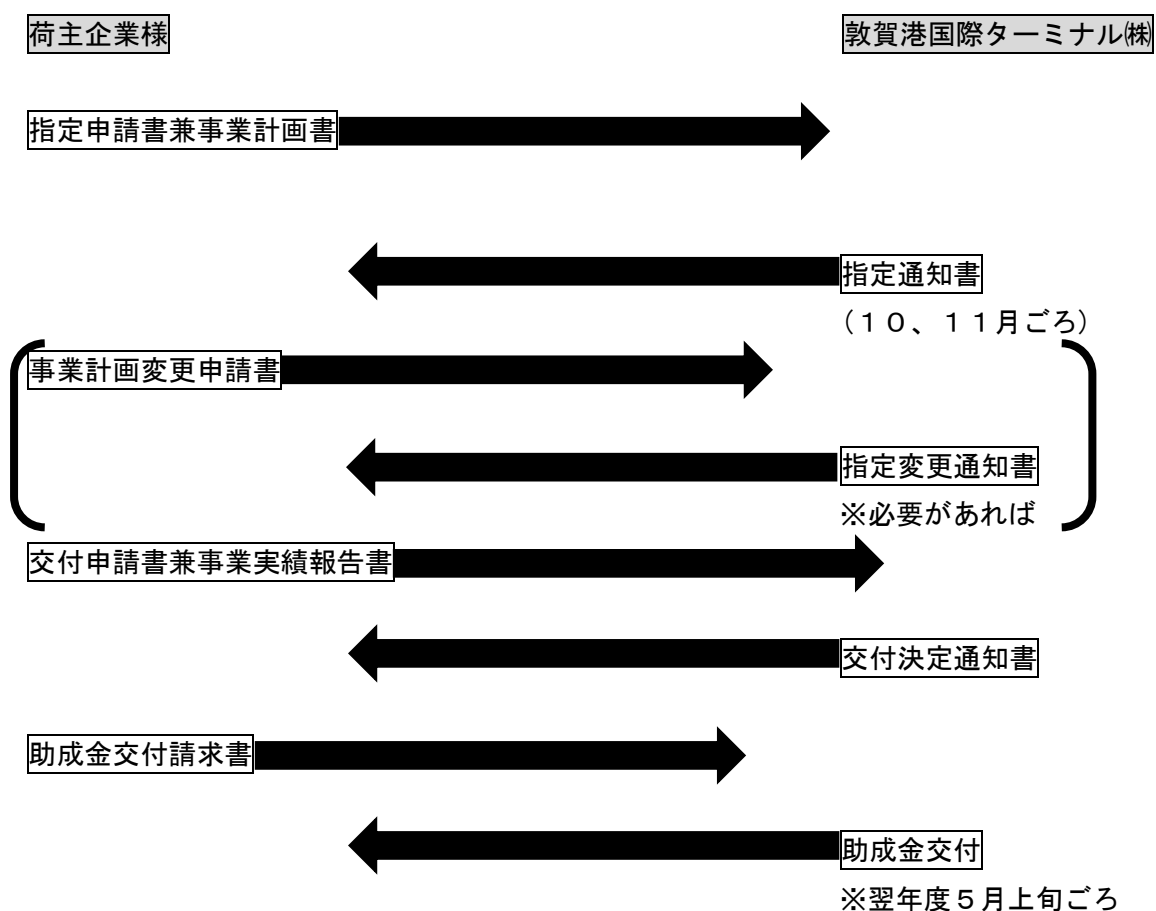
①中国との輸出入貨物で県内搬出入貨物

②中国との輸出入貨物で県外搬出入貨物

③中国以外の貨物だが県内搬出入貨物

④中国以外の貨物だが県外搬出入貨物

②申請の流れ



③提出書類に関し弊社が指定する日までに提出がされない場合は助成金の交付を取り消しさせていただきます。

④貨物の対象については荷役日が基準となります

⑤助成金の交付については年によって多少の変動はありますが翌年度の5月上旬ごろのお支払いを予定しております

※国際フィーダー船の貨物は対象外となります

敦賀港国際ターミナル株式会社